

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1 目的

本要領は、営繕課（東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局建築住宅課（以下、「総合事務所等」という。）を含む。）が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3 対象工事

令和3年4月1日以降に調達公告を行う工事のうち、営繕課長が指定する工事に適用する。

4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。また、分離発注で受注者希望方式を選択する場合、契約後に全ての工事の受注者が合意した上で実施する。

① 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所（現場休息）による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所（現場休息）について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

週休2日促進工事において、以下の①から③までの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上）
1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日／28日）以上28.5%未満）
1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日／28日）以上25%未満）
1.01

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に①から③までの補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

イ 市場単価等

市場単価は、①から③までの補正係数から算出した以下の表—1、表—2及び表—3の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合においても以下の表の補正率及び以下の式により基準補正単価を算出する。

【新営の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{新営補正率} = \text{新営の基準補正単価}$$

【改修の市場単価等の場合】

$$\text{基準単価} \times \text{改修補正率} = \text{改修の基準補正単価}$$

表—1 基準補正単価の補正率（建築）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01

既成コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.10
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.11	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.02	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表一 2 基準補正単価の補正率（電気設備）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15	
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表一 3 基準補正単価の補正率（機械設備）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の状況を確認後、(1)①から③までの現場閉所の状況に応じて、労務費を補正し工事費を積算し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、変更の対象としない。

6 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- ② ①以外の指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約：現場説明書

(2) (1)の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 監督職員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等（参考様式：別紙1）を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）予定日の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。
- ・ 監督職員は、上記の確認の際、現場閉所（現場休息）状況の確認に必要な場合は、受注者に対し、変更となる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」等の提出を求めることができる。

③ 工事完成時

- ・ 受注者は、発注者に提出した計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる「実施工程

表」等を作成し、工期末の14日前までに提出する。

④ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所中（現場休息）の作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日促進工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

8 その他

(1) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するため、工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。

- ・ 受注者は、工事完成日から10日以内に別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。
- ・ 監督職員は、受注者から提出されたアンケート調査を営繕課に提出するものとする。
- ・ 受注者（下請業者を含む。）は、工事期間中又は完成後に県が実施する聞き取り調査に協力すること。

(2) 工事成績評定

工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に調達公告する建設工事から適用する。

(別記) 現場説明書等における記載例

【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

監督職員は、「現場閉所予定日」の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。確認の際、現場閉所状況の確認に必要な場合は、受注者に対し、変更となる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等の提出を求めることができる。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 当初の予定価格の設定において、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6 受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「現場休息」とは、各工事発注単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑤ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場休息の予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響がでないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。

監督職員は、「現場休息予定日」の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。確認の際、現場休息状況の確認に必要な場合は、受注者に対し、変更となる「現場休息予定日」を記載した「実施工程表」等の提出を求めることができる。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場休息日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 5 当初の予定価格の設定において、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
- 6 受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【受注者希望方式の場合】

1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合書等で報告するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3～6項に規定する義務を負わない。

2 週休2日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

監督職員は、「現場閉所予定日」の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。確認の際、現場閉所状況の確認に必要な場合は、受注者に対し、変更となる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等の提出を求めることができる。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5 発注者は、以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合） 補正係数1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日／28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25%未満） 補正係数1.01

6 受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、アンケート調査は行わない。

【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ① 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - ② 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ③ 「現場休息」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ④ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息日数の割合（以下、「現場休息率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場休息の日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響がでないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

監督職員は、「現場休息予定日」の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。確認の際、現場休息状況の確認に必要な場合は、受注者に対し、変更となる「現場休息の予定日」を記載した「実施工程表」等の提出を求めることができる。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。
- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場休息日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。
- 5 発注者は、以下の①から③までの現場休息の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。
 - ① 4週8休以上（現場休息率28.5%（8日／28日）以上の場合） 補正係数1.05
 - ② 4週7休以上4週8休未満（現場休息率25%（7日／28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03
 - ③ 4週6休以上4週7休未満（現場休息率21.4%（6日／28日）以上25%未満） 補正係数1.01
- 6 受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。なお、週休2日促進工事を実施しない場合は、アンケート調査は行わない。